

千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更に対する御意見と県の考え方 (H28.5.25～H28.6.24意見募集)

番号	該当ページ	意見の概要	県の考え方
1	4-11～4-22 表4-3(1)～(12)	堤防の形状を記載すると良いでしょう。 直立堤の場合は、逆T型なのかL型なのか、(緩)傾斜堤の堤頂幅、被覆コンクリートの厚さ等を記載すると次の段階の目安となるでしょう。 標準断面図があると良いでしょう。	本計画は、海岸の保全や海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定めたものであるため、堤防の形状は、地区海岸毎に主要な施設の種類のみの記載しております。 堤防の形状の詳細や標準横断図は、施設を維持管理していくうえで必要なものであるため、いただいた御意見を参考に、今後検討させていただきます。
2	4-55 表4-4	背後地の主な土地利用の欄は、整備区域の特色が出るように(表から読み取れるように)面積比(面積%)を括弧書きで記載すると良いでしょう。 (首都圏の自治体なので農業、漁業、商業、工業が混在しておりますのでこの表からは地域の特色が読み取れません。)	本計画は、海岸の保全や海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定めたものであるため、受益地域の主な土地利用状況のみの記載しております。 現在、背後地の土地利用状況の面積比は整理しておりませんので、いただいた御意見を参考に、今後検討させていただきます。
3	4-9	海岸保全施設の運用維持管理は、市町村に委託して実施されると思います。事業年(プロジェクト年)が30年とするとその間の運用維持管理費について概算されていると思いますが、それを付表として巻末に添付すると良いでしょう。	海岸保全施設の運用維持管理は、概ね県が実施しておりますが、水門、陸閘等で市町村に委託しているものもございます。 運用維持管理費は、現在、策定を進めている長寿命化計画で記述することを検討させていただきます。